

スペインにおけるローマ法

戸 倉 広

はしがき

- I 先史時代からフェニキアの植民
- II ローマの征服とローマ化
- III ローマの後継者西ゴート王国
- IV サラセン侵寇と国土回復運動
- V スペインの統一から現代まで

はしがき

この小論は世界各国のローマ法継受を考察するための一環として取り上げたものである。先にヨーロッパの中央部を構成する英・独・仏のローマ法継受については『専修法学論集』第十六卷に「近代世界のローマ法継受」を發表した。続いてヨーロッパ東部の事情を知るために『国士館法学』第六卷に「ビザンチン法小史―ビザンチン帝国におけるローマ法」を發表したので、それに対して西部ヨーロッパを取扱うために「スペインにおけるローマ法」を書くこ

スペインにおけるローマ法(戸倉)

とした。

I 先史時代からフェニキアの植民

ヨーロッパ西部を占めるものはイベリア半島であり、現在はスペインとポルトガルの二国から成っているが、後者は僅かに半島の約六分の一を占めるに過ぎず、人口も約八七〇万にすぎない小国であるし、かつては両国が合体したこともあるので、スペインを以てイベリア半島全体を表現しても支障ないと思う。

イベリア半島の先史時代は明確を欠く。現在明らかにされている範囲では、クロマニヨン人が代表的な人種とされている⁽¹⁾。彼等が移住してから永河期がおとずれたので、彼等は洞窟居住を開始し、カンタブリア山脈の北部沿岸やカタルーニャ・バレンシア・アンダルシア等の東部から南部にかけての沿岸に多くの遺跡を残している。代表的なものは北部のアルタミラ洞窟絵画であるが、同じような洞窟絵画や岩陰絵画が数十箇所も発見されている。このクロマニヨンと他の人種との関係は明らかではないが、先ず東南部沿岸のアルメリア地方から文明の曙光がさし始めた。そして紀元前二五〇〇年頃になるとアルメリアからアンダルシア地方は部族的集落の地域として著しい発展を遂げつつあった⁽²⁾。紀元前二〇〇〇年頃になると東方からの航海者がアルメリアを経て銅の鑄造技術と巨石宗教をイベリア半島にもたらし、次第に歴史時代に入ることになった。

紀元前一〇〇〇年頃になるとフェニキア人が植民地ガディル (Gadir) を開き、現今のカディス市の基えを作った。

フェニキア人の海上雄飛に伴って前六世紀頃からマグナ・グレキア (ギリシア世界) の南イタリアやプロヴァンスからギリシア人が進出し、半島東部のイベリア人が居住していた地域で活動を始めた。かくてイベリア半島の東部から南部にかけて地中海沿岸地方の富がフェニキア人とギリシア人の手によって開発されている頃、半島の内陸部でも重大な事件が起きた。紀元前九〇〇年頃からケルト人がピレネー山脈を越えて内陸部の広大な地域を占拠し、鉄器文化を拡めた⁽⁴⁾。彼等とイベリア人との間には幾多の抗争があったが、ローマが征服を始める頃までにはイベリア半島の主要な種族の分布は、大体において南部と東部にはイベリア種族、北部と西部にはケルト族、中央部にはケルト・イベリアの混淆族という状態となった⁽⁵⁾。当時アフリカ北岸のフェニキアの植民都市カルタゴが隆盛となり、スペインの開拓に力を注ぐようになった。カルタゴの分身とも見るべき植民地がイベリア半島の東南沿岸に多く設定されたが、その中で有名なのがカルタゴ・ノヴァであった。この時に当りカルタゴは、ローマとの第一ポエニ戦争 (前二六四～前二四一) の結果シチリア島及びサルジニア島をローマに割譲しなければならなかった。カルタゴの勇將にして有能な政治家ハミルカル・バルカスはローマに対する復讐を志し、資源開発のために息子ハンニバルを伴ってスペインに渡った。ハミルカルはスペインを単に財政的資源を得るためだけではなく、好戦的な彼等住民を以て大々的にカルタゴ軍隊の補充を計ろうとした。然るにローマは、既にその目をスペインの住民とその豊富な鉱山とに向けていた。そして第二ポエニ戦争 (前二一八～前二〇一) により前二〇九年に大スキピオ (Publius Cornelius Scipio, 235～183 B. C.) がカルタゴ・ノヴァを占領し、前二〇六年にはカルタゴの勢力をイベリア半島から完全に駆逐してしまっ

- (1) 井上幸治編、南欧史、第二編スペイン史、二二四頁。
- (2) ビーベス著、小林一宏訳、スペイン、一二頁。
- (3) イベリア人がいつ頃どこから来たかについては未だ定説はない。ただローマ時代の或る文献にカスピ海の彼方の住民の一つとしてイベリ(Hiberi)、つまりイベリア人の名が挙げられていることは興味深い(小林一宏訳、スペイン、第二章註。井上幸治、スペイン史、二二七頁)。
- (4) 小林一宏訳、スペイン、一六頁。
- (5) 井上幸治著、スペイン史、二一八頁。
- (6) Spain, in *Encyclopaedia Britannica*.

Ⅱ ローマの征服とローマ化

フェニキア人のスペイン植民は、その根柢において通商を目的とするものであったから、一時的なものに過ぎなかった。「したがって彼等の植民地統治は、極言するならば、スペインの歴史上あまり重要性を遺すものではない」⁽⁷⁾。またギリシアは、カルタゴに対抗して、主としてフランス南部のリオン湾沿岸に多くの植民地を設けたが、ピレネー以南にはあまり力を注がなかった。したがって古代文明国の中で、スペインの地に初めて永久的な徹底的な勢力を扶植したものはローマである。ローマ人は彼等の制度をスペインに移植し、その区々たる村落を統一し、拔扈せる部族を統制して国家的統一の基礎づけをなした。この意味において「スペインの歴史は、ローマ人がこれを獲得した時に始まると言うべきである」⁽⁸⁾。

スペインのローマ化は決して容易なものではなかった。ローマはこれを統治するため東北部のエブロ川流域をヒスパニア・ヒテリオル(Hispania citerior)、西南部のグアダルキビル川流域をヒスパニア・ウルテリオル(Hispania ulterior)の二つの行政区域に分けた⁽⁹⁾。南部は当初から割合に良く治安が保たれたが、北部には頑強に抗争を試みるものがあり、紀元前二世紀の大半は戦闘に費された。然し反抗の中心地ヌマンティアも小スキピオ(Scipio Aemilianus, 185—129 B.C.)の巧妙な策戦によって遂に前一二三年に降服し、ローマの支配と文化に服することになった。その後なお幾分の騒乱はあったが、特に重大な意義を持つものはない。たとえば前八〇年から同七二年に至る間にローマ人 Sertorius が叛旗を翻した際、彼を支持したスペインの住民は、既に彼等がローマ化したことを証するものである⁽¹⁰⁾。また西北山岳地帯に在る少数の未服従部族も、大体は紀元前六一年にこの地の統治者となったユリウス・カエサルによって征服された。このように、スペインは次第に而も着実な歩みを以て、ローマに服従して行った。これと共に彼等がローマ化する上に好都合であったことは、当時スペインにはローマ文化に比肩すべきギリシア文化またはフェニキア文化(カルタゴ文化)の影響が殆ど無かったため、彼等が喜んでローマ文化を受け容れたことも見逃せない。それ故紀元前一世紀の半頃、即ちキケロ及びカエサルの時代には、少くとも南部地方は真実のローマとなつた。その言語・教養・宗教が全くローマのそれと同一になったことは、キケロやストラボが一致して記述しているところである。かつてフェニキアの植民地であったガディル(現在のカディス)は、カエサルの恩恵によって municipium(ローマの自治都市)として市制上の特権が付与された⁽¹¹⁾。ガディルの市民は十分ローマ化したものと認定されて、ローマ人としての身分上の特権が与えられた。このような特権が与えられたのは、イタリア以外に於ては実にガディ

ルを以て最初とする。したがってスペインの法生活は、言うまでもなくローマ共和政時代の *praetor peregrinus* (外人係法務官) の告示による *ius praetorium* (法務官法または告示法) を法源とした。もちろん補助法として地方的な慣習法も認められたが、根本的には法務官の告示法が任地にある統治者によって施行された。⁽¹²⁾

帝政時代に入ると、ローマはスペインの行政区をヒスパニア・イベティカ (*Hispania Baetica* 首都コルドバ)、ヒスパニア・タラコネンシス (*Hispania Tarraconensis* 首都タラコ、現在のタラゴーナ) 及びルシタニア (*Lusitania* 首都エメリダ・アウグスタ、現在のメリダ) に再編成し、第一の行政区は元老院領とし、他の二者は皇帝領とした。当時、東南アンダルシアの地方では都市が発達し、豊かな背後地をもつコロニアのコルドバはローマの経済活動の中心であり、ガディル(現カディス)その他の都市も栄えた。東南部にはローマのウィラが建設され、灌漑の工事も発達し、諸種の農産物の外に漁業・鉱山業・毛織業も行われた。鉱山は皇帝領内に多く、ポリビオスによれば二世紀には二万人以上の奴隷労働者を使用していた。ローマの政治的統一、都市生活の発展によって、スペインのローマ化の過程が急激にすすみ、ラテン語を共通語として採用し、イベリア語は追放された。これと共に、スペインのキリスト教化がローマ化を側面から援助したことも見逃せないであろう。⁽¹⁴⁾ スペインのローマ化によって、ローマ法の支配は、部族国家の古い家族制度や財産制度を解体させてローマ的制度を施行した。コルドバ出身のセネカ父子を初めとして、弁護士として活躍した *Porcius Latro* や叙事詩人 *Lucanus*、評論家 *Quintilianus* 或はガディル(カディス)の *Columnella* 等多くの学者がローマ化した都市から輩出したのも偶然ではない。⁽¹⁵⁾ また政治的にみても、外国人にしてローマの執政官となった最初の者はガディル生れの *Balbus* であり、更に皇帝となった者はセビーリヤ生れのトラヤヌ

ス及び彼の甥ハドリアヌスの両帝である。⁽¹⁶⁾ まことにスペインは、文化的に見ても政治的に見ても、ローマの重要な部分をなすものであり、また財政的にはローマの宝庫であった。⁽¹⁷⁾ そして紀元二一二年には、カラカラ帝によって全スペイン人にローマ市民権が与えられた。

このように観察してみると、ローマのスペインか、スペインのローマか判断に迷うほどであるが、これはローマの主権者が、スペインの各地に *Coloniae* (植民地) を造り、或は諸都市に市制上の特権を与えて幾多の *municipium* を認める等、あらゆる方法を以てローマ化を完全且つ迅速に遂行したためである。⁽¹⁸⁾ この間におけるスペインの重要な法源は、法務官の告示法から次第に勅令となり、更にこれらを編纂した法典によることになる。第二世紀前半の「ハドリアヌス法典」(*Edictum Hadrianum*)⁽¹⁹⁾ も施行されたので、これはスペインにおける普通法の最初の法典となった。その後、帝政の推移にもなって、次第に皇帝の勅令が重要性を増すことになる。ハドリアヌス帝(一一七—一三八)からシオクレチアヌス帝(一一四—一三〇五)に至る歴代皇帝の勅令を編纂した第三世紀末の「グレゴリウス法典」(*Codex Gregorianus*)⁽²⁰⁾、及びこれが補足法典とも見るべき第四世紀初めの「ヘルモゲニアヌス法典」(*Codex Hermogenianus*)⁽²⁰⁾ も施行されるに至った。更に第五世紀前半に、東ローマ皇帝テオドシウス二世(四〇五—五一〇)が編纂した「テオドシウス法典」(*Codex Theodosianus*)⁽²¹⁾ も、西ローマ皇帝ヴァレンチニアヌス三世に依って、自身の勅令と共にスペインに施行されたことは重要視すべき事実である。これと共に、ローマの著名な法律学者 *Papinianus*, *Paulus*, *Ulpianus*, *Modestinus* 等の著作が無数に招来されたことも注目すべきである。⁽²¹⁾ かくてスペインの法律生活は、ローマと全く等しくなった。ローマのスペイン支配は、この地域をして根本的にローマと化した。半蛮族的で

あり、半遊牧民的であったイベリアの住民を、強固な制度によって新しい社会に変革し、文化・教養・政治・経済・法律・軍事の上に於て、ローマ市民としての規範によって精神的に変革を実現させた。謂わば新しいローマ国家が出現したわけであり、その「ローマ化はスペイン史上の核心をなすものである」⁽²²⁾。かくてスペインの法律生活は、ローマ法を基盤としてその上に打立てられたものであり、スペイン法はローマ法の原理、殊に人格・物権・債権等に関する法理を以て構成され、その後の法律発展の基調となり、永久にその力を失わない⁽²³⁾。実にロー法によって開拓され、深くこれを培養したスペイン法は、その後幾度か異民族の侵寇を受けたが、常にローマ法及びその法思想に立戻り、ローマ法の近代的領域を形成するに至るのである。

- (7) Martins, *The History of Iberian Civilization* (transl. by Bell), Oxford, 1930, p. 37.
- (8) Martins, *id.* pp. 39, 54.
- (9) 井上幸治著、スペイン史、二一九頁。
- (10) Sertorius は平民党の Sulla と闘い、敗れてアフリカに退いたが、後スペインに赴き自らスペインの支配者になろうとした。これはローマそれ自身の政争にして、これに組したスペイン人は既にローマ化したものと見るべきである。
- (11) Municipium については Martins, *op. cit.* pp. 43~54 に詳説されている。なお船田亨二著、ローマ法第一巻、一〇四—一五頁参照。
- (12) Bauchhaupt, *Geschichte der Spanischen Gesetzesquellen von den Anfängen bis zur Gegenwart*, 1923, s. 12.
- (13) Hispania Baetica はイベリヤ半島の南部地域であり、共和政時代の Hispania ulterior と該語の Hispania Tarraconesis は東北部で Hispania citerior の地域であり、Lusitania は現在のポルトガルを含む西部地域である。
- (14) 聖パウロが紀元六三年から六七年の間にスペインで伝道したことはほぼ確実とされている(小林一宏訳、スペイン、第二章 訳注一一)。スペインのキリスト教化は、初期に於てはむしろローマに対する離反の一因となったこともあるが、やがてキリ

スト教がローマの国教となるに及んでスペインとローマとは切離すことのできない精神的結合に進んだ。そのため異民族に征服されてもローマ的精神を失わず、ローマ法の要素を保持することになる。

- (15) Seneca, *Columella, etc. in Encyclopaedia Britannica*. 井上幸治著、スペイン史、二二〇—二二頁。
- (16) これらの両帝は、実際においてはローマの系統を引くものである。
- (17) スペインの鉱産物は、ローマにとって重要なものであり、殊に銀、鉄、銅、鉛および錫等は早くからローマ人の間に知られ彼等が渴望していたものである。
- (18) Plinius の記するところによると、当時 *coloniae* が一四、*municipium* が九あった。*coloniae* と *municipium* との差は殆ど無く、ハドリアヌス帝時代には既に同一視されるようになった。
- (19) 「ハドリアヌス法典」は紀元二世紀の著名なローマの法学者ユリアヌスが法務官を始めとする政務官の告示法を編纂し、一三一年の元老院によって承認され、ハドリアヌス帝によって発布されたものである。したがって編纂者の名にしたがって *Edictum Julianum* とも言う。
- (20) Gregorius の *Hermogenianus* も共にベリトウス(現在のベイルート)の法律学校の教授であったと思われる。したがって両法典ともに私撰の法書であるが、内容が良いため大いに利用されたので、第五世紀にテオドシウス二世によって法典として公認された。
- (21) Bauchhaupt, *Geschichte der Spanischen Gesetzesquellen*, p. 13.
- (22) Martins, *op. cit.* p. 55.
- (23) A General Survey of Events, Sources, Persons and Movements in Continental Legal History, 1912. Boston, p. 594.

III ローマの後継者西ゴート王国

イベリア半島は、第一ポエニ戦争以来六百余年間ローマの支配権に服し、ローマ法が本国と同様に施行されるようになった。然るに紀元四一四年に、ゲルマン民族の中の西ゴート族(Visigotho)がピレネー山脈を越えて此の地に侵入し、西ゴート王国を建設したので、ローマの支配から独立することになった。この王国は第八世紀に至り、イスラム教徒の侵寇によって一応は滅亡するので、西ゴート王国の存続は三世紀間に過ぎない。然しゴート族はその原住地ならびに移動の過程において、早くからローマ文化に接していたので、謂わばローマの後継者である。⁽²⁴⁾のみならず彼等征服者は、その数において、被征服者たる在来のローマ化したスペインの住民の何十分の一に過ぎなかつた。⁽²⁵⁾したがって法文化的にみるならば、西ゴート王国の時代は、ローマ法とゴート族固有法の並存の時代と言うことができ。スペインで最初に編纂された法典は、国王アラーリック二世(Alaric II, 482~507)が在来のローマ化した住民のために、五〇六年に発布した「西ゴートのローマ法典」(Lex Romana Visigothorum)である。⁽²⁶⁾この法典は通称「アラーリック法典」(Breviarium Alaricianum)と言われ、西欧における重要なローマ的法典として尊重され、他のゲルマン諸部族の法典編纂に大きな影響を与えた。

その後、ゴート族が定着するにしたがって、彼等自身の固有法を、ローマ法典に倣って編纂することになった。当時西ゴート王国には宗教上の問題があつた。支配階級たるゴート族はキリスト教のアリウス派に属し、被支配階級た

る多数のローマ化したスペイン人はローマ教会に属するカトリック教徒であつた。両派を調整する必要から、レセス・レント王(Recesvint, 653~672)は、⁽²⁷⁾聖職者の力を借りて両民族の慣習法を調整した「Forum Judicum」(裁判法典)を六五四年に公布した。この法典は、ローマ皇帝から最初に国王として認められたエウリーコ王(Eurico, 466~484)が公布した「エウリーコ法」(Lex Euriciana)を始めとし、歴代国王の法令を含み、実にゴート族活躍の初期からの法令を編集したものである。と同時に、宗教的民族的問題の調整を計つたものであるから、ゴート族の固有の慣習のみならず、屢々開催された宗教会議の決議事項(Canon)を多く含んでいる。しかも、編纂がローマ法の知識を有する聖職者の力によつたものであるから、相続・婚姻・法人・所有権・時効・契約等に関する法律はローマ法に一致している。⁽²⁸⁾それ故「Forum Judicum」はローマ法とゲルマン法とを系統的に体系づけた最初の大法典である。この法典は前文のほか一二編五四章五七八条から成っており、全スペインに施行されることになった。第七世紀末に、征服民族たるゲルマンのゴート人と被征服民族たるローマ化スペイン人を、一民族として結合し融合するために施行されたのである。⁽²⁹⁾その後第八世紀となって、イスラム教徒のサラセン人が侵寇したにもかかわらず、北部のアスツリアス・レオン・カステイリヤ・ナバーラ等のゴート勢力の残存した地域に保持されて、後世に大きな影響を与えた。

⁽²⁴⁾ 西ゴートがローマの後継者であることは一般に認められるところであるが、特にこの点を強調しているのは Vicens Vivés である(小林一宏訳、スペイン、第四章「ローマ帝国の追従者ビシゴード王国」参照)。

⁽²⁵⁾ 一例を挙げるならば、中部高原地帯に定着した西ゴート人は八万ないし一〇万であり、東部沿岸地方にあつた在来の住民は三〇〇万ないし四〇〇万である(小林一宏訳、スペイン、三二頁)。

⁽²⁶⁾ アラーリック法典はテオドシウス法典(Codex Theodosianus)、パウルスの法書(Sententiae)及びガイウスの法学提言(Spainにおけるローマ法(戸倉) 一四七

要 (Institutiones) に基づいて作成されたものである。

- ② Forum Judicum は Liber Judicum 或は Liber Judiciorum または Liber Gothorum とも称せられ、またときには Lex Visigothorum とも言われる。その後しばしば追加がなされた見え Egica (687~700) 王の法令も加っている。

- ③ Walton, Civil law in Spain and Spanish America. 1900. p.57.

- ④ Sherman, Roman law in the Modern World. 1924. vol. I. p.270.

IV サラセン侵寇と国土回復運動

イスラム教徒サラセンのイベリア半島侵略は第八世紀の初頭に始った。サラセン領北アフリカ総督 Tariq は、先ず東ローマ帝国の残領セウタ (現在のモロッコ) を征服し、その船舶を奪って七一一年ジブラルタル海峡を渡った。サラセン軍の侵略によって最後の国王ロドリゴ (Rodrigo, Roderic, 710~11) は戦死し、西ゴート王国は滅亡した。三年間に互るサラセン軍の席卷によって、残留キリスト教徒は北部スペインの山岳地帯に駆逐された。サラセン軍は、更にピレネー山脈の東部を越えてガリアに侵入したが、この地に入ってから其の勢力が減退したため、七三二年ツールの戦においてフランクの宮宰カルルマルテルに打破された。以後は専らピレネー山脈の南部に留ったが、フランク王国の圧力、ノルマン人の侵入、ゴート貴族のレコンキスタ (Reconquista. 国土回復運動) などがあった。そのためサラセンの総督は次第に専制君主的地位を固め、遂にアブドゥルラフマン三世 (Abdal-Rahman III, 929~61

またはアブデラマン Abderraman) はカリフの称号を採用した。ここに西カリフ帝国は、バグダードに対抗してイスラム世界を二分する勢力となり、その後一世紀間は全盛を極めた。首都コルドバには大モスク (回教寺院) をはじめ三〇〇の回教寺院が建てられ、戸数は二〇万戸、人口は一〇〇万を数える世界最大の都市となった。九六八年には早くも大学を創設して、ギリシア・ローマの古典を研究し、中世西欧世界には十分継承されなかったプラトン・アリストテレスの文化を普及させ、またカリフの図書館には六〇万巻の書物を蔵するという状態で、まことに文化の世界的中心となった。⁽³⁰⁾ 然し第十一世紀になると早くもカリフ帝国は衰退し、各地の貴族が独立して小王国を建設し、サラセンの勢力は辛じて第十五世紀末まで継続するという状態となった。

スペイン北部のキリスト教徒は、サラセン軍の侵寇を受けてから三世紀間は、自由の獲得とレコンキスタ (国土回復運動) のために必死の闘争を試みた。西ゴート王国が滅亡してから十年もたたない七一八年には、早くもゴート最後の国王の甥ペラヨがアストリアス王国を建設し、やがてレオン王国と改称した。レオン王国の辺境の地は城塞が多かったためカスティーリヤ (Castilla) と呼ばれたが、この地域の領主が第十世紀前半 (九三〇頃) に独立してカスティーリヤ王国となった。かくて第十一世紀となるや、レオン・カスティーリヤ・ナバーラ・アラゴン等の数箇の小国が並立するようになった。これらのなかナバーラのサンチョ大王 (Sancho el Major, 1,000~35) は、東方はバルセロナまで征服し、西方は結婚政策によってカスティーリヤと結び、勢力を得てスペイン国王と称した。やがて子供フェルナンド一世 (Fernando I, 1037~65) にカスティーリヤ王国を譲ったが、フェルナンドもまた、結婚政策によってレオンを併合し、西北部一体を統合して自らスペイン皇帝と称した。⁽³¹⁾ かくてキリスト教徒の国土回復運動の大事業が開始さ

れ、スペインから次第にサラセン人と之に従属するムーア人とを駆逐していった。一〇八四年には、カスティリヤ王アルフォンソ六世 (Alfonso VI, 1065~1109) は、遂にサラセン軍の根拠地トレードを占領した。一方ナバーラのサンチョ大王の第四王子が建設したアラゴン王国も、次第に発展し、バルセロナを拠点として海外進出をなし、シチリア、サルジニア等を征服して強力な地中海勢力となりつつあった。かかる情勢の下に一二一二年にカスティリヤ・ナバーラ・アラゴン及びポルトガルの連合軍は、トロサの戦いでイスラムの大軍を打破り、更にカスティリヤ王フェルナンド三世 (一二二七~一二五二) は、一二三六年にコルドバをカリフの宮殿や大モスクと共に占領し、続いてセビーリヤを攻略した。ここに於てイスラム教徒の勢力範囲は、グラナダ及びガディル (カディス) 港附近に限られることになり、その放逐は単に時期の問題となって、キリスト教徒の国土回復運動はほぼ達成された。⁽³²⁾

国土回復の大運動と共に、通商貿易も次第に振興し、バルセロナに於て中世最初の海法典 “*Consolato del mare*”⁽³³⁾ (スペインでは一般に *Consulado*) が編纂され、スペインの地中海沿岸諸都市に採用された。このことは、スペインにおけるローマ法を見る上において注目すべきことである。と言うのは、この驚異に値する海法典は、ローマ法の法理に基づいて編纂されたものであり、近代世界の海法および商法の根柢をなしているからである。なお、カスティリヤ王国に於ても、またローマ法に基づく中世第二の海法典たる「オレロン法典」 (*Roles d'Oléron; Fuero de Leyron*)⁽³⁴⁾ を採用して、通商貿易の方面においても活躍する第一歩を踏み出すことになった。また文化的には、サラセンに刺戟されると共に、イタリアのボローニャ大学の影響を受けることになった。法律学 (ローマ法と教会法) を主要科目とする大学が第十三世紀以降スペインの各地に設立されることになった。即ち一二〇九年にはバレンシヤに、一二三九年

にはサラマンカに、一三〇〇年にはレリダに、一三四六年にはバリヤドリードに、一四七四年にはサラゴサに、一四九九年にはトレードに、一五〇四年にはセビーリヤに、一五三七年にはグラナダに各大学が設立されるようになった。かくて第十三世紀以降は、ボローニャの註釈学派のローマ法学がスペインの大学に於ても学ばれることになった。特に後期註釈学派の最も傑出した学者バルトルス (*Bartolus, 1314~1377*) の「ローマ法註釈」は、一時スペインに於て制定法としての効力を有することにもなった。⁽³⁵⁾

かかる歴史の進行中に、中世スペインの最も偉大な立法者が現れた。それは「スペインのユスチニアヌス」と呼ばれるカスティリヤの賢王アルフォンソ十世 (*Alfonse X, 1252~1284*) である。王は先ず “*Fuero Real*” を初めとして “*Septenario*” 及び “*Espéculo*” の三つの重要な法典を發布した。第一の “*Fuero Real*” はカスティリヤ王国の法律を編纂したもので、一二五五年に “*Fuero de las Leyes*” の名称で發布された。この法典は、四編七二章五四五五条から成り、当時実際に行われていた地方的特殊法を廃して、これを施行しようとしたものである。第二の “*Septenario*” は、先王フェルナンド三世によってその編纂計画が立てられたのを彼が補訂して公布したものである。然し王はこれを現行法として施行しようとしたのではないから、言わば単なる法書の作成であった。第三の “*Espéculo*” は、一二五八年に “*Espéculo de todos los Derechos*” (総べての法の鑑) として發布されたものであり、全体が五編五四章六五七条から成っている。この中には、ユスチニアヌスのローマ法および教会法の教書集 (*Decretales*) から採用した多くの法文がある。王は、恐らくこの法典を以て、カスティリヤ王国の区々たる法律を統一しようとしたものと思われる。⁽³⁸⁾

アルフォンソ十世は、その後十年間の努力によって、一二六五年に有名な“Siete Partidas”の編纂を完成した。このものはユスチニアヌスの「学説法集成」(Digesta, seu Pandectae)を模倣して構成したものであり、言わばカスティリヤ王国の学説法集成である。“Siete Partidas”は、王の指揮のもとに数名の未詳の法律学者によって編纂された⁽⁴⁰⁾。彼等編纂者達は、第七世紀の西ゴート族の“Forum Judicum”⁽⁴¹⁾を多く参照している。然し彼等の功績には無限の賞讃が与えられてもよい。というのは、彼等が完成した著作は頗る学術的であり、而も時勢の進運に応じたものであったからである。実にスペインに於ては、未だ嘗つて見られなかった完全な法律学的著作であった⁽⁴²⁾。それ故“Siete Partidas”は、カスティリヤ以外の他の王国にも甚大な影響を与えたのみでなく、現代スペイン民法典の根柢ともなっている。

“Siete Partidas”は、その名が示す如く七 (siete) 編 (partidas) に分れ、一八二章二四七九条の法文から成っている。第一編はローマ教会の教会法集成であり、第二編は王の大権事項、行政官の権限、官制教育制度等に関する公法である。第三編は第五、第六編と共にローマ法の訴訟・民事手続・契約・相続・後見等の法律を抜萃したものである。第四編は身分法および封建制度に関するものであり、第七編は刑事法に関する規定である。各編にわたり屢々ユスチニアヌス帝のローマ法を翻訳したところがあり、また屢々註釈学派のローマ法に関する註釈を再録している⁽⁴³⁾。一体“Siete Partidas”を編纂したアルフォンソ十世の真の目的は、第七世紀以来の“Forum Judicum”或は法律分裂時代の fueros (各種の法令)、更に恐らくは王自身が編纂公布した“Fuero Real”さえも廃止してこれに替えようとしたものと思われる。というのは“Siete Partidas”の前文に「総べての人民は、この法律の適用を受けるもの

で他の如なる法律または fueros にも服するものではない」と命じているからである。然し実際において“Siete Partidas”が余りにもローマ法的な改革であったためか、当時これに対する抵抗が現れたものと見えて、長い間、あまり有効には施行されなかった。そのため遂に第十四世紀の半頃となって、王の曾孫アルフォンソ十一世(一二二一—五〇)は、一三四八年に「アルカラ勅令」(Ordenamiento Alcalá)を發布した。この勅令によって“Siete Partidas”は、カスティリヤの旧法、殊に自治体の fueros 及び“Fuero Real”に抵触しない限りは有効であることになった⁽⁴⁴⁾。卓越した“Siete Partidas”も単なる補助的法典としての効力を有することになった。内容的に見て中世スペインの最高の法典も単なる補助的法典と化し、一切の旧法に優先するという権威を否定されたことは、当時のスペインが如何に分裂が甚だしく、法生活が混沌としていたかを物語るものである⁽⁴⁵⁾。スペインは完全に地方的に分裂し、各州、各都市、各村落は各々独自の法を有するという状態であった⁽⁴⁶⁾。

(30) 井上幸治著、スペイン史、一三〇—一三二頁。

(31) Spain, Fernando, etc. in Encyclopaedia Britannica.

(32) Sherman, Roman law. p.273.

(33) Consolato del mare は第十一世紀にイタリアのピサかスペインのバルセロナか、これら二つの都市の何れかに於て編纂されたものである。バルセロナの政務官によって其の編纂計画が立てられたとも言われるが、ピサ説の方が多いようである。なお Ortolan, History of Roman Law § 598; Encyclopaedia Britannica 等を参照されたい。

(34) Roles d'Oléron は、フランス西海岸ビスケー湾にあるオレロン島で、第十二世紀後半に編纂された。ルイ七世の王后エレオノールが第二回十字軍に従軍したとき、東方世界で Consolato del mare が尊重されているのを知って、これに倣って海事裁判の判決録を編纂させたものである。

- ⁶⁵ Sohm, *Institutes of Roman Law*. (transl. by Ladlie) 1907. pp.150-51.
- ⁶⁶ Sherman, *Roman Law*. p. 276.
- ⁶⁷ *Fuero Real* の通称であり、原名は *Fuero de las Leyes* である。この法典はまた *Fuero del libro* 或は *Fuero Castellano* または *Libro de los Concejos de Castilla* とも呼ばれる。
- ⁶⁸ *A General Survey of Events*, etc pp. 620-21.
- ⁶⁹ 恐らくイタリア出身としてマルモンテン十世の教師として仕えた *Jacobo de las Leyes* (*Jácome Ruiz* とも呼ばれる) や *Oviedo* の司教兼 *Fernando Martinez* 及び著名な法律学者 *Roldán* 等が *Siete Partidas* の編纂に参加したものと見られる (*A General Survey of Events*, etc. p.654)。
- ⁷⁰ *A General Survey of Events*, etc. p.261.
- ⁷¹ *Forum Judicum* は第十三世紀の当時はスペイン風に *Fuero Juzgo* と改称され広く用いられていた。また原本はラテン語であったがスペイン語に翻訳されていた。
- ⁷² *Walton, Civil Law in Spain*. pp.75-76.
- ⁷³ *Sherman, op. cit.* p.278.
- ⁷⁴ *Walton, op. cit.* p.76; *A General Survey*. p.623.
- ⁷⁵ *id.*
- ⁷⁶ *Sherman, op. cit.* pp. 273-4.

V スペインの統一から現代まで

アルフォンソ十世の頃から次第に法律を統一しようとする気運が出てきたが、国内の区々たる政治情勢がこれを許さなかった。然るに第十五世紀の後半となって、カスティリヤの王女イサベルとアラゴンの王子フェルナンドが結婚(一四六九年)するに及んで、スペインの政治的統一は急速に進展することになった。イサベルは一四七四年に王位につきフェルナンドは一四七九年にフェルナンド二世として即位したので、この年を以てカトリック両王(一四七九—一五〇四)のスペイン統一の年としている。その後カルロス一世(カルル五世、一五一六—一五五六)の時代には、単にスペインのみならず、神聖ローマ帝国皇帝としてフランスを包囲する全ヨーロッパの支配権を掌握した。先に、イサベル女王の援助のもとに、コロンブスが新大陸を発見したのが動機となって、海外に広大な植民地を有するようになり、「スペイン領に太陽の没することはない」と言われた。⁽⁴⁷⁾カルル五世は一五五六年引退するに当り、神聖ローマ帝国の帝位とドイツ領とは弟フェルデナンド一世に与え、スペイン王位とその国土とはネーデルランド、イタリア及び海外の広大な植民地と共に王子フェリペ二世(*Felipe II*, 1556-98)に譲った。フェリペ二世は神聖ローマ帝国の帝位を得なかった代りに、ポルトガル王統の断絶に乗じてその王位を兼ね、これに従属するアフリカ及び東印度の広大な領土と豊富な財源とを獲得して、スペイン史の黄金時代に君臨し、世界に雄視した。剛腹な彼は、その死に至るまで、国力の発展と全領土に画一政治の断行とを志したため、却ってネーデルランドは叛旗を翻してオランダの独立(一五八一)となり、また彼が誇ったアルマダ(無敵艦隊)は英国に敗られて(一五八八)、海上権は英国に移ることになった。

スペインの政治的統一が実現すると、旧来のカスティリヤの法は時代に適さない不完全なものとなったので、イサベル女王はモンタルボ(*Alfonso Diaz de Montalvo*)⁽⁴⁸⁾に新法典を編纂することを命じた。彼はその事業を完成し、

それに “Ordenances reales de Castilla” という名称をつけて一四八四年に公にした。このものは一般に「モンタルボ博士の法令集」(Ordenamiento del Doctor Montalvo) と呼ばれるようになった。この中には行政・訴訟・民事および刑事に関する一一六三条の法令が収録されている。この法令集が実際に施行されたか或は単なる法書に過ぎなかったかは疑問とされている。何故かと言えば、このものは著しく不完全にして欠点が多い。収録された法令の中には、原本からではなく副本から採用したものもあれば、或は既に腐朽したので廃止された法典から抜萃したものもあり、更に甚だしきは出所不明のものもある。それ故、明確な整然とした法典が編纂されることは依然として要望された。⁽⁴⁹⁾ かくて一三四八年の「アルカラ勅令」も「モンタルボ博士の法令集」も、共に民族的な慣習法と普遍的なローマ法との背反を調和することができなかった。時代の趨勢は、権威ある統一法典の完成を要求しながら、事実はこちらに應ずることが出来なくて、空しくもがいているというのが当時の実状であった。そのため一五〇五年のトレードの会議に於て「トレード法」(Leyes de Toro) が発布されることになった。この法律は、一二五五年の “Fuero Real” 一二六五年の “Siete Partidas” その他当時存在していた法律を補足する目的を以て発布された。したがって「トレード法」は僅か八三条の法規から成っているのみであり、而もその配列は系統的ではない。それにも拘らず、この法が発布された当初は頗る重要視され、カスティリヤに於ては優先的に取扱われた。「トレード法」は、民族的な慣習法とローマ法との調和を計ったものであるが、むしろローマ法に近いものである。この法律がローマ法の法理を多く採用しているため、“Siete Partidas” に従前より広い効力を生ぜしめることになった。然し「トレード法」が、カスティリヤの法源に関して「アルカラ勅令」の効力を再確認しているから、“Siete Partidas” は依然として補助的⁽⁵⁰⁾ 法典としての地位に留められた。かくて折角の「トレード法」も、なおスペインの混乱した法律を救済することはできなかった。

当時スペインには、尚おイスラムのサラセンが氣息奄奄とした状態ではあったがグラナダを中心として存在していた。それを、イサベルとフェルナンド両カトリック王が、一四九二年(コロンプスが新大陸を発見した記念すべき年)にイベリア半島から放逐してしまった。然し、イスラム教徒がスペインを征服してから、約八世紀間に植えつけた法制の中には、その後にも残存するものが少くはなかった。彼等の法は、主としてコーラン(イスラム教典)と東ローマ帝国から採用したローマ法とから成った優れたものである。殊に耕作と灌漑とに関する法規は著しく進歩したものであり、後世に大きな影響を与えることになった。かつて、アラゴン王ハイメ一世(Jaime I)がバレンシヤを征服してイスラム教徒を追放したとき、「灌漑に関してはサラセンの法律に従うべきである」と命じ、また、グラナダを征服したフェルナンドとイサベル両王もサラセンの灌漑法を留保した。現代スペインの灌漑法の多くは、サラセン人に起源するものである。⁽⁵¹⁾

スペインの政治的統一が完成されつつあった時、法律の統一は未だ実現せず、依然として混沌とした状態が続いていた。然し何れの法律体系の中にも、ローマ法の要素が明確に見られ、やがてローマ法を基盤とする統一法典が結実すべき傾向が見られる。これと共に法学の分野においても、ボローニアにおける註釈学派の隆盛に刺戟されて、スペインに於ても幾多の大学が設立され、法学の研究が興隆し、ローマ法及び教会法の知識を有する学者が続出して要求を充たした。既に第十三世紀に、イタリア人の Jacome Ruiz がカスティリヤのアルフォンソ賢王の家庭教師となり

“Flores de las Leyes” という摘要書を著したが、賢王の編纂した “Siete Partidas” にはこの摘要書から多く採用されている。また、Oviedo の司教 Fernando Martinez や、名望家の Roldán も “Siete Partidas” の編纂に参与したと言われる。第十四世紀には、Plasencia の司教 Airas de Balboa (Valbuenaとも呼ばれる) が “Fuero Real” の註釈書および「アルカラ勅令」の註釈書を著したが、彼はまた教会法学者としても有名であった。⁽⁵²⁾ 更に、第十五世紀から第十六世紀にかけては、大法学者 Montalvo と Carvajal が出た。両者共にイサベル女王の王室顧問であり、カスティリヤの法律編纂に当った。Alfonso Diaz de Montalvo は “Repertorio de derecho” と言う法律辞典を作成した外に “Fuero Real” 及び “Siete Partidas” の註釈書を著し、また法律学校を創設して有名である。Galindez de Carvajal は、法学の教授としてのみならず弁護士としても名声を馳せた。また、ボローニアの碩学アックルシウスの「大註釈書」⁽⁵³⁾を修正して公にした Antonio de Nebrija や、イサベル女王の法律顧問であると共にサラマンカ大学の教授として令名の高かった Juan Lopez de Vivexro を挙げることができる。その他、スペインのバルトルス⁽⁵⁴⁾と称せられた Covarrubias、或は “Siete Partidas” に関して註釈書を出した Gregorio Lopez や、「トレード法」について著作を出した Antonio Gomez、更に後述するフィリペ二世の “Nueva Recopilación” について著作した Acevedo、⁽⁵⁵⁾ 或はユスチニアヌスの「追加勅令」を、フランスの碩学キュージャスと共同で出版した Antonio Augustin、更に国際法学者としてフーゴー・グロテ、イウスの先駆をなすサラマンカ大学教授 Francisco Vitoria や、戦争に関する法を書いた Vasquez Menchacha 等無数に挙げることができる。⁽⁵⁶⁾ まことに、当時世界を睥睨したスペインの黄金時代を飾るにふさわしい学界の状況であった。⁽⁵⁶⁾

スペインの官僚政治の基礎が鞏固となり、カルロス一世(カルル五世)やフィリペ二世の専制君主政が確立すると、勅令や典範が多くなって、立法事業に於ては目ざましいものがなかった。カルロス一世は、一五二三年 Pedro Lopez de Alcocer に新法典の編纂を命じた。然し Alcocer は目的を達しないで死去し、その後、任命された委員も失敗に終わったので、遂に法典の編纂は実現しなかった。カルロスの後継者フィリペ二世のとき、Bartolome de Arriete が議会の法・王の勅令・典範等を集録し、王が前文と “Nueva Recopilación” という名称を付けて一五六四年に発布した。この法典は、九編二一四章三三九一条から成り、アルフォンソ十世の “Fuero Real” 及び “Siete Partidas” 以来実際に効力を有していた総べての法律を包含しようとしたものである。その中には “Forum Judicium” 或は「モントルボ博士の法令集」・「アルカラ勅令」および「トレード法」等の殆ど全部とが、その後の勅令や命令と共に収録されているが、系統的に整理されていない。“Nueva Recopilación” は、既存の法律を一層明瞭且つ確実ならしめようとしたのであるが、その出来上った結果は予期に反して甚だ芳しからざるものであった。極言するならば、一四八四年の「モントルボ博士の法令集」に其の後の法令や勅令を追加したものに過ぎない。したがって “Nueva Recopilación” は、旧来の法典を廃してこれに代ることができなく、カスティリヤ法の混沌状態は依然として救済されなかった。然しこの法典が、カスティリヤの統一法典を作成しようとする意図のもとに編纂されたものであり、スペインの統一法典作成運動の先駆をなすものであることは認めるべきである。⁽⁵⁷⁾

その後、フェリペ五世 (Felipe V, 1700~46) は、祖父のフランス王ルイ十四世の立法を見習って一七三七年に二九章より成る “Ordenanza de Bilbao” を発布した。⁽⁵⁸⁾ この法令は、ビスケー湾に面する都市ビルバオの商業的発展の

ために、必要に迫られて制定したものであるが、スペイン商法の一大進歩を示すものである。またフェリペ五世はカタルーニヤ・マヨルカ・バレンシヤ及びアラゴンに行われていた相異なる公法を廃したのみならず、バレンシヤの古い特殊な私法をも廃棄した。然しアラゴン・マヨルカ・カタルーニヤ及びバスク州の相異なる私法を廃止することは出来なかつたのみならず、カステイリヤの法律は総べて廃棄することができなかつた。その後の諸王の努力にも拘らず、各地は第十九世紀まで各々固有の私法を保持していた。

第十九世紀に入ると、著名な法律学者 Juan de la Raguera Valdelomar は、先にフェリペ二世によって発布された“Nueva Recopilación”を修正し、更にこれに追補して一箇の法典を作成した。これを“Novísima Recopilación de las Leyes de España”として一八〇五年カルロス四世が発布した。この法典は尨大なもので、全六巻一二編三四一章四一四二条から成り、第十五世紀から当時までの法令が収録されている。カルロス四世の布告文に「この法典はすべての旧法に優先するものである」と明記している如く、この法典はカステイリヤの法律としてのみでなく、できるならば全スペインに適用し得るようにと編纂したものである。然し、第十九世紀になってからの編纂物としては余り感心できない。編纂の年代という観点から考察すると、これよりも一一〇〇余年前の“Forum Judicium”或は六〇〇年前の“Siete Partidas”に比較して遙かに劣るものである。⁽⁵⁹⁾それ故、この法典はフェリペ二世の“Nueva Recopilación”もアルフォンソ十世の“Siete Partidas”も共に明確には排除することができなかった。結局、この法典もまた単なる補助的法典としての役割を果たすに過ぎなかつた。その理由は、この法典が一三四八年の「アルカラ勅令」及び一五〇五年の「トレード法」によって明示されたスペイン法源の優先順位を除却しなかつたからである。⁽⁶⁰⁾

したがって、“Novísima Recopilación”が発布されたことは、却ってスペインの法律を煩雑にしたことになった。この法典が発布された数年後、一八一一年及び一八一三年に部分的な法典が作成されたが、その立法はローマ法を基調として、人および物に関する法規を改正した。特に財産法は直接ローマ法の法規を以て根本的に改正された。⁽⁶¹⁾そして一八三〇年には商法典が発布され、民法と商法との区別が明確にされた。この商法典は、一八〇七年のナポレオンの商法典を模範としたものであるが、これよりも遙かに優秀であり、スペインにおける最初の現代的法典である。⁽⁶²⁾この商法典の成功が動機となって、やがて統一民法典の完成へと向うのである。然しその事業は、日本民法が一八九八年に編纂された場合と等しく、なかなか困難であつた。八年間の努力によって出来あがつた一八五一年の民法草案も廃案にされてしまった。一八八〇年には、カステイリヤの法律と地方的法律とを融合して、統一法典を編纂しようとする計画が立てられたが、これもまた成功しなかつた。それほど、各地には固有の私法を固執しようとする欲望が強かつた。然し時勢の進運につれて、この弊風も次第に衰退した。そして民法以外の統一法典として、一八七〇年には刑法典が、一八八一年には民事訴訟法典が、一八八二年には刑事訴訟法典が、各々編纂されて時代の要求に應ずることになった。かくて、一八八五年に再び民法典の編纂事業が開始され、三年後に統一スペイン民法典が完成した。

この法典は、母后マリアリクリステイナの摂政の下に幼王アルフォンソ十三世⁽⁶⁴⁾(一八八六—一九三一。一九三二年の革命によりフランスに亡命)によって発布され、一八八九年から施行された。「スペイン民法典」は、ローマ法に基づいて編纂された一八〇四年の「ナポレオン法典」を模倣したものである。法規の分類から章節の配列に至るまで、文字通り「ナポレオン法典」を模倣している。然し模倣しているとは言え、八五年間の歳月と法律学の進歩とは「スペイン

民法典」をして一層学術的に進歩した法典として完成させている。⁽⁶⁵⁾ この法典の出現によって、スペインにおけるローマ法の役割は一応果たされたと見ることもできるのである。

- (47) 井上幸治著『スペイン史』二五五頁。
- (48) 彼は *Repertorio de derecho* と称する法律辞典をはじめ *Fuero Real* 及び *Siete Partidas* に関する註釈書を著してゐる。
- (49) *A General Survey of Events, etc.*, p. 626.
- (50) *A General Survey of Events, etc.*, pp. 633~34, Walton, *Civil law in Spain*, p. 63.
- (51) 同じに掲げた学者達と同じく主として *A General Survey of Events, etc.*, pp. 654~55 によらる。
- (52) フックルシウス (*Accursius*, 1182—1260) はボローニア大学の教授であり、*Glossa ordinaria* (標準註釈書) を出したが、一般に *Magna Glossa* (大註釈書) と呼ばれ、註釈学派の手になる研究著作の中で最も傑出したものである (*Colquhoun, Summary of the roman civil law* § 628)。
- (53) バルトルス (*Bartolus*, 1314~57) は後期註釈学派 (*Post-Glossatoren*) に属する最大の学者で、フランスの裁判所では、良い判決を「バルトルスの判決」と呼んだほどである。彼の著作 *Commentarius* (トマチニウス法典註釈書) はスペインやポルトガルに於て一時制定法として施行されたほど権威あるものである。
- (54) 以上の法学者と同じくは *A General Survey*, pp. 67~72; *Sherman, Roman law*, pp. 286~87 によらる。
- (55) この頃スペイン生れの学者で、外国の大学で教鞭をとって名声を馳せた者が多い。例えば、ボローニア大学に於ける *San-tiago de Compostela* や *Juan Garciael Hispano* や *Teseo Valenti* 及び *Raimundo de Penafort* の諸教授は何れもスペイン人であった。 *Raimundo* の如きは著名な教会法学であり、「教会法全書」の中にある「グレゴリウス九世教書集」の有名な編纂者である。またパリ大学の教授 *Pedro Hispano* 及び *Cardinal Torquemada* もスペイン人であり、後者は「グラティアンス教書の註釈書」の著者としても有名である。

- (56) *A General Survey of Events, etc.*, pp. 661—63.
- (57) *Sherman, Roman Law*, op. cit. p. 287.
- (58) *Walton, Civil law in Spain*, p. 79.
- (59) *id*; *A General Survey*, op. cit. p. 679.
- (60) *A General Survey*, op. cit. pp. 691~92.
- (61) この商法典は一八八六年に修正され、更に一八九〇年のスペイン商法典の基盤となった。
- (62) *Sharman, Roman Law*, op. cit. p. 289.
- (63) *Sherman, id.*, p. 289.
- (64) *Sherman, id.*, p. 290.